平成２２年（フ）第３８１号
佐賀県佐賀市天祐団地８番24号
債務者　柴田　祥子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４５７号
佐賀県神埼市神埼町鶴1368番地
債務者　三好　咲子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７３号
佐賀県佐賀市東佐賀町15番20号
債務者　本村　　修
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７５号
佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木968番地
債務者　中島　淳二
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７６号
佐賀県佐賀市兵庫町大字藤木968番地
債務者　中島　　恵
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４７７号
佐賀県佐賀市諸富町大字山領810番地３
債務者　徳丸　茂樹
1　決定年月日時　平成23年２月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第５０３号
佐賀県佐賀市大財１丁目５番25号
債務者　馬場　春則
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第１号
佐賀県小城市小城町畑田1685番地59
債務者　白石　幸子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第５号
佐賀県鳥栖市布津原町61番地　県営宿町住宅Ｂ６―33
債務者　野口ルミ子
1　決定年月日時　平成23年２月２日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第１０３号
大分県宇佐市大字日足1650番地の２
債務者　北永　君江
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
大分地方裁判所中津支部破産再生係

平成２３年（フ）第１０号
宮崎市佐土原町下田島11508番地１
債務者　岩切　勝子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月５日まで
宮崎地方裁判所破産係

平成２３年（フ）第３号
岩手県花巻市台２―75―３、住民票上の住所岩手県花巻市東和町土沢８区222番地
債務者　駒場久美子
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２３年（フ）第４号
岩手県花巻市桜町３丁目68番地１　市営緑ケ丘アパートＣ棟402号、前住所岩手県花巻市高田１番14号
債務者　藤原　弘規
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
盛岡地方裁判所花巻支部

平成２２年（フ）第９２号
長野県飯田市北方1524番地１
債務者　宮下　大策
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月６日まで
長野地方裁判所飯田支部

平成２２年（フ）第３０３号
長野市篠ノ井山布施3309番地のイ、前住所横浜市瀬谷区三ツ境103番地５　グリーンハイツＡ103号室
債務者　島田　直敏
1　決定年月日時　平成23年２月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第３８９号
長野市篠ノ井東福寺1311番地３　犀南団地Ｂ―225
債務者　岡村　　守
1　決定年月日時　平成23年２月４日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２３年（フ）第２６号
兵庫県川西市西多田２丁目22番14―209号、前住所兵庫県川西市栄町27番１―304号
債務者　宮本　　梢
1　決定年月日時　平成23年２月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年４月７日まで
神戸地方裁判所伊丹支部